

3 年 間 保 存

特定自主検査記録表

- ① 装着する機械（ベースマシン）の記録表は、様式SR-EHC等を使用すること。
② 検査済機械（ベースマシン）に装着して検査をする場合は、その情報を記入すること。

メーカー名 古河	管理No. YD-026	(検査済装着機械) メーカー名 CAT	使用者住所 中城村字久場1991番地
型式 FC9D	型式 30862R	氏名又は名称 町田機工株式会社	
製造番号 2052	製造番号 MC500719	機械管理者氏名 町田宗才	
性能 450 kg	検査年月 R4 年 3 月	検査業者登録No. 第 1 7 号	
検査実施場所 港川	検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名 沖繩市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又吉 浩	責任者	
検査年月日 R4 年 4 月 2 日	検査者氏名 幸川善之		

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
ブレーカ本体	1	ブレーカ上	封入ガス圧力、ガス漏れ、接続部緩み(空圧式)、取付	目視、石けん水圧力計	✓		ブラケット等	11	ブラケット	亀裂、変形、摩耗	目視	✓	
	2	シリンダー	油漏れ、ピン穴き裂、ブラケットはめ合い部摩耗、取付	目視	✓			12	取付けピン、プッシュ	亀裂、変形、摩耗、ピンシール損傷、取付	目視	✓	
	3	ブレーカ下	亀裂、損傷、摩耗、取付、チゼル、油動部プッシュ摩耗、油漏れ、箱蓋	目視、スケール	✓	L		13	緩衝材	亀裂、摩耗、劣化、取付	目視	✓	
	4	アキュムレーター	打撃の異常(ホース振れ、むら打ち、異音)、油漏れ	目視、操作、聴診	✓		油圧装置	14	フィルターエレメント、ケース	*汚れ・目詰まり・損傷、油汚れ、取付	目視	✓	
	5	チゼル保持ピン	亀裂、変形、摩耗	目視、スケール	✓			15	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視	✓	
	6	チゼル保持ピン用抜止めピン	亀裂、変形、摩耗	目視、スケール	✓			16	リリーフバルブ	作動、油漏れ、取付	目視、操作	✓	
	7	チゼル	亀裂、変形、摩耗	目視	✓			17	アキュムレーター	打撃の異常(ホース振れ、むら打ち、異音)、*ガス封入圧	目視、聴診、圧力計	✓	
空圧装置(空圧式)	8	エアホース	損傷、ひび割れ、劣化、緩み、エア漏れ、クランプ	目視、聴診	✓		表示	18	表示板	損傷、取付	目視	✓	
	9	操作弁、ラインオイル	作動、油量、汚れ	目視、操作	✓		操作	19	操作レバー等	ストローク、がえ	目視、操作	✓	
	10						安全車体	20	飛来物防護設備	亀裂、変形、腐食、取付	目視、探傷器	✓	
								21					
							総合	22	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓	

事業者等への要請	次回特定自主検査実施年月 R5 年 4 月
	ケリス油漏れを修正して下す。

補修等の措置内容			
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容
3	ケリス不足	R4.4/21	ケリス油漏れ

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、又異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。又補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。	記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
	×	⊗	△	A	T	C	L	—		

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明番号 4 年 2 月 11 日 機式SR-EHC-01-E

証明番号 2-40 検査 No. 1149434

メーカー名		CAT		管理 No.		K8-045		使用者住所		P城村字久場1991番地	
型式		308B2CR		氏名又は名称		町田機工株式会社		機械管理者氏名		町田宗才	
製造番号		MC500719		稼働時間		1065 h		検査業者登録番号		第 1 7 号	
性能		0.28m³		検査業者又は事業者住所・名称		沖縄市登川3458番地		検査実施場所		コサ(常)	
検査年月日		R4 年 3 月 11 日		検査者氏名		平川善え		責任者名		マチダテクノ(株) 又吉小次郎	

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容	
					良	不良		
エンジン	1	本体	a *始動性 かり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 アクセルの作動、回転具合 アイドリング回転(800 min⁻¹)、無負荷最高回転(1200 min⁻¹) b *回転の状態 c *排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ d *エアクリナー ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油面 e *締付け シリンダーヘッド、マニホールドの取付 f *弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) g *圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 h *噴射圧力 噴射圧力 (MPa) 1 2 3 4 5 6 i *噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× 1 2 3 4 5 6 j *過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ k *エンジンマウント ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	/ /	/ /	/ /	
	2	*潤滑装置	油盤、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視	/			
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり	目視	/			
	4	*冷却装置	水漏れ、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、聴診、スケール	/			
	5	*電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、電流電圧計	/			
	6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	/			
	7							
	走行装置	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	/		
		9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	スケール、パス	/		
		10	履帯	シュエー亀裂・変形・摩耗、取付、リンク・ブッシュ亀裂・摩耗、ピンチ長・たわみ、ピン抜け出、ゴムパッド(欠け・老化・摩耗)	目視、スケール、探傷器	/		
		11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール	/		
		12	履帯調整装置	作動、調整ベルト・ナット・ロード・ヨークの亀裂・変形、腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器	/		
		13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油盤、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	/		
		14						
制動	15	駐車ブレーキ	効き	目視、操作	/			
	16							
作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、*ピンシール損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	/			
	18	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、聴診	/			
	19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	/			
	20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷	目視、操作、ノギス	/			
	21							
油圧装置	22	作動油タンク	*油盤・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザー目詰まり、取付	目視、石けん水	/			
	23	フィルター	*汚れ、目詰まり、油漏れ	目視、聴診	/			
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじり、油漏れ、取付	/				
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、テスト	/			
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	旋回用 冷却用 走行用	/			
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量・打撃、亀裂、曲がり、擦り傷 ブーム用 プレード用 アーム用 スイング用 バケット用 オフセット用	目視、操作、スケール、タイマー	/			

K8-045

備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に★印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は★印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衡法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。	記 号	交	分	修	調	締	清	給	該
			換	解	理	整	付	掃	油	当
			×	⊗	△	A	T	C	L	—